

I 統一論題報告

財務業績に関わる概念と計算 —基本的な分析視座の確認—

米 山 正 樹
東京大学

要 旨

本稿の目的は、J-GAAP と IFRS が財務業績のあり方に関してどのようなスタンスに立脚しているのかを問い直し、両者の間にみられる対立は何に由来するのかを再検討することにある。

この問題を論じるための具体的な素材として、本稿では第 1 に、包括利益と当期純利益のいずれが主要な業績指標なのかという問題を論じている。この問題については、IFRS が包括利益を、J-GAAP が当期純利益を重視しており、何を業績指標とみるのかという対立自体が最も根源的な問題というのが通念であろう。しかしこの問題を詳細に検討してみると、包括利益と当期純利益のいずれが最も主要な業績指標なのかという点については先鋭な対立がみられない。むしろ最も先鋭な対立はリサイクリング（OCI 項目に係る振替調整）の可否をめぐる生じている。ただしリサイクリングの可否をめぐる議論はかみ合っておらず、何が根源的な対立なのかについてはコンセンサスが形成されていなかった。

本稿では第 2 に、連結財務諸表をどのような主体の観点から作成するのかという問題と関連づけられる親会社説と経済的単一体説をめぐる対立を検討対象とした。この問題については、IFRS が経済的単一体説を、J-GAAP が親会社説を重視しているというのが通念であろう。しかし IFRS にもとづく連結財務諸表と J-GAAP にもとづく連結財務諸表はそれぞれ親会社説と経済的単一体説に配慮しており、2 つの考え方をめぐって相互排他的な対立が生じているとはいえなかった。

こうした分析結果をふまえ、本稿では、J-GAAP と IFRS の対立は何をめぐるものなのかに関してこれまでコンセンサスが得られてこなかった理由を考察している。そこでは、会計基準のシステムは階層構造を有しているにもかかわらず、その事実が十分に顧みられていないことが混乱した議論の原因ではないかと論じている。

I 本報告の主題

上記タイトルのもとで座長から報告者に与えられたより具体的なテーマは、日本基準とIFRSのそれぞれを支えている基本思考がどのような点で対立しているのかを解き明かすことである⁽¹⁾。両者の相違は、例えば、前者が収益費用観と親和的であるのに対し、後者は資産負債観と親和的だという点に求められてきた。しかし収益費用観と資産負債観には多様な解釈が許されている（徳賀 [2002] など）。現行の実務に不整合やバラつきがみられることもあり、「現行実務を最も矛盾なく説明できるのはどの解釈か」という観点から解釈の優劣を問うことは難しい。言い換えれば、たとえ日本基準とIFRS（国際財務報告基準：International Financial Reporting Standards）の基本思考が異なるとしても、それを収益費用観と資産負債観の対立に帰することはできない。加えて、「討議資料 財務会計の概念フレームワーク（企業会計基準委員会 [2004]）」が資産と負債にもとづき財務諸表の構成要素を定義しながら、当期純利益の重視という首尾一貫した方針で基準開発を目指しているように、収益費用観と資産負債観の違いを相互排他的な対立軸に沿うものとして議論できるかどうかさえ、そもそも定かではない⁽²⁾。

上記のように、日本基準とIFRSのそれぞれを支える基本思考に係る通念が学術的な知見に適うものであるかどうかは、改めて検討してみる必要がある。本報告では、日本基準とIFRSの対立軸と考えられているいくつかの項目を検討対象として、それらが実際に日本基準とIFRSの相違を適切に説明しているかどうかを問い直す。そのうえで、最後に、両者の基本思考に係る対立軸を対象とした研究として、今後どのようなものが求められるのか（解明が求め

られながら、いまだ未解明にとどまっている課題は何か）を展望したい。

こうした分析を行う際は、できるだけ具体的な論点に関連づけて議論することで、著者と読者の間の共通認識を醸成することが可能となる。こうした考えから、以下では、(a)当期純利益と包括利益のどちらが主要な業績指標なのかをめぐる対立と、(b)連結会計制度は親会社説と経済的単一体説のいずれに支えられているのかをめぐる対立を取り扱う。前者については、「日本基準は当期純利益を重視しているのに対し、IFRSは包括利益を重視している」という単純な二元論にもとづく説明が散見される。また後者については、「日本基準は親会社説を重視しているのに対し、IFRSは経済的単一体説を重視している」という、同様に単純な二元論にもとづく説明が散見される。はたしてこのような思考様式にもとづき両者の違いに合理的な解釈を与えられるのか、かりに日本基準が当期純利益（親会社説）を、IFRSが包括利益（経済的単一体説）を支持しているとして、主要な業績指標に係る上記の違いは、どのような基本思考の違いに帰することができるのか、などの問題を以下で論じることとしたい。

II 「対立軸」とされる諸項目の再検討

(1) 主要な業績指標は何か：包括利益と当期純利益

IFRSが包括利益を指向しているのに対し、日本基準は当期純利益を指向している点において両者は対立している、というのは広く知られた通念の1つである。はたしてこのように単純な対立の構造を見出すことができるのだろうか。

最初に指摘すべきことは、IASB（国際会計基

準審議会:International Accounting Standards Board)の主要な業績指標に関するスタンスは必ずしも安定しておらず、むしろ揺らぎがみられる点である。たしかに、IASBはかつての「業績報告プロジェクト」(現在「基本財務諸表プロジェクト」と改称されているものの前身)において、当期純利益だけが突出して目立つことへの抵抗感を示していた⁽³⁾。当時のIASBは、当期純利益はボトム・ラインとしての包括利益に至るまでに多段階表示される業績指標のひとつに過ぎない、という主張に根ざした「情報セット・アプローチ」を採用し、ボトム・ラインとしての包括利益の優越を説いていたのである⁽⁴⁾。

一方、その後の審議を経て改訂された現行のIASB概念フレームワークは、純損益計算書を財務業績に関する主要な情報の源泉と位置づけている(7.17)。情報の有用性を高めるという見込みが立つ場合は、業績の一部をその他の包括利益(OCI: Other Comprehensive Income)として純損益計算書から除外する可能性が残されているものの、原則としてすべての財務業績は純損益計算書に含まれる、というのが現在IASBの依拠しているスタンスである。情報セット・アプローチにもとづく議論が展開されていた時期との違いは明らかであろう。現在IASBがとっているスタンスは、少なくとも表面的には、一貫して当期純利益の重要性を強調してきた企業会計基準委員会(ASBJ: Accounting Standards Board of Japan)と類似したものといえる⁽⁵⁾。

この点に着目すれば、主要な業績指標(業績尺度)は何か、という問題に関して日本基準とIFRSが先鋭に対立しているとは言い難い。「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」が包括利益に対する当期純利益の優越を明記しているのに対し、IASBの概念フレームワークは、

包括利益と純損益との優先・劣後関係に関する直接的な記述を避けている。とはいえ、純損益計算書が財務業績に関する主要な情報の源泉だという説明は、当期純利益の包括利益に対する優越という関係に係る代替しうるものである。包括利益と当期純利益の関係に係るスタンスの違い(IASBとASBJのスタンスの違い)をそこから読み取ることは難しい。

ただしIFRSのいう純損益は、その他の包括利益として認識した項目の一部について、事後的に純損益に振り替えないことを前提として算定されたものである(7.19)。IFRSはこの点で、いったんOCIに含めた項目を事後必ず純損益に振り替えるように要求している日本基準の当期純利益とは質的に異なっている⁽⁶⁾。つまり純損益あるいは当期純利益という事実上同一の名称が用いられているものの、利益とキャッシュフローの総額での一致が図られているかどうかという点で、IASBのいう純損益とASBJのいう当期純利益は明確に異なっている。当期純利益という名称を統一的に用いるなら、前者は「リサイクリングを必ずしも要しない当期純利益」なのに対し、後者は「リサイクリングを必須の手段とみる当期純利益」となる。こうした彼我の違いは、個別基準のみならず、概念フレームワークにおいても明示されているものである。

では、リサイクリングの可否をめぐる対立は何に根ざしたものであろうか。この点に関するIASBとASBJの議論は、抽象度の高さなどにおいて異なる。まずASBJは、一致の原則を保持することが、利益情報を用いて将来キャッシュフローを予測し、企業価値を評価することの合理性を支える大前提であることを強調する⁽⁷⁾。いわばリサイクリングの可否をめぐる判断は、個別基準を取り巻く環境に依存して変わるも

のではなく、領域横断的かつ普遍的な要請（利益情報を用いて企業価値を評価する限り必ず求められる原則）とみなされている。

具体的には、以下の議論が想定されている。すなわち総額の一致が保証されているからこそ、利益にもとづくキャッシュフローの予想に合理的な解釈が与えられる。かりに総額が異なるのであれば、たとえ将来にわたる利益の流れを正確に予測できたとしても、それをキャッシュフローの正確な予測に結び付けられるかどうかは定かでない。OCI 項目のうちリサイクリングを禁じられる項目が一部にとどまるとしても、その禁止によって利益とキャッシュフローの総額における一致は保証されないこととなる。こうした事態を避けるためにはリサイクリングを必須の要請とするしかない。こうした考えのゆえに、日本ではすべての OCI 項目に係るリサイクリングが強く求められている。

これに対し IASB は、概念フレームワークに同様の記述を持ち合わせていない。先に引用した 7.19 は、OCI の純損益に振り替えるべき時期や金額を特定化するための明確な基礎がない場合は、振替の手続を行わないことがある、という記述にとどめている。そのうえで、「合理的な基礎の有無」に係る判断は、個別ケースに委ねる形をとっている。秋葉 [2022] は、IFRS においてリサイクリングが行われない以下のように記述している^⑥。

- ① IAS 第 16 号「有形固定資産」および IAS 第 38 号「無形資産」の再評価モデルにおける再評価差額
- ② IAS 第 19 号「従業員給付」における再測定
- ③ IFRS 第 9 号「金融商品」における持分金融商品の OCI オプションによって生じた利得・損失

- ④ IFRS 第 9 号「金融商品」における金融負債の公正価値オプションによって生じた自己の信用リスクにかかわる変動分
- ⑤ IFRS 第 17 号「保険契約」における直接連動の有配契約の保険金融損益を、保有する基礎となる項目との会計上のミスマッチを削除する金額を純利益とした場合の他の部分

このうち IAS 第 16 号は、再評価モデルを採用する場合に必要な再評価剰余金から利益剰余金への振替は、純損益を通さない旨を記している。ただしその理由は明示されていない（IASNo.16, para.16）。IAS 第 38 号も同様であり、再評価剰余金から利益剰余金への振替は純損益を通さない旨の記述だけにとどまっている（IASNo.38, para.87）。

次に IAS 第 19 号は、その他の包括利益として認識した確定給付負債（または資産）の純額に係る再測定において当該項目の純損益への振替を禁止しており（IASNo.19, para.122）、その理由を結論の根拠において以下のように説明している。

- (a) IFRS では純損益への振替に関する一貫した方針はなく、この問題を 2011 年に行った IAS 第 19 号の修正で行うのは時期尚早である。
- (b) このような振替の時期及び金額を決定するための適切な基礎を識別するのは困難である。（IASNo.19, BC99）

また IFRS 第 9 号「金融商品」における持分金融商品の OCI オプション（IFRSNo.9, para.5.7.5）によって生じた利得・損失については、いったんその他の包括利益として認識したも

のを事後的に純損益に振り替えてはならない、としている（IFRSNo.9, para.B5.7.1）。その根拠が最も明確に記されているのはBC5.25(b)である。そこでは、（同一の）投資に対する利得および損失の認識は一度だけとすべきであり、（ある項目を）いったんその他の包括利益として認識した後、純損益に含まれるものとして再度利得または損失を認識するのは、（同一損益の二重計上という意味において）不適切だと記している。

さらにIFRS第9号「金融商品」における金融負債の公正価値オプションによって生じた自己の信用リスクについては、その他の包括利益として表示することが求められている（IFRSNo.9, para.5.7.7(a)）。2010年におけるIFRS第9号の改訂に際して設けられたこの規定は、市場関係者の声を反映したものとされている。具体的には、負債を売買目的で保有する（トレーディング目的で発行する）限定的なケースを除き、発行主体である企業は信用リスクの変動に影響を実現させることはない、というコメントを反映したとされている。事業投資を行うための資金を調達する目的で発行した負債の場合、たとえ自己の信用力低下によって評価益が生じたとしても、問題の事業投資から期待通りの成果が得られている限りにおいて、負債の償還を試みようとはしない。つまり自己の信用リスクが変動したことに伴う評価差額は、潜在的で実現しえない成果に過ぎない以上、純損益に含めるべきではない、というのが市場関係者によるコメントの趣旨である。

こうしてみると、「OCIの純損益に振り替えるべき時期や金額を特定化するための明確な基礎がないため」という、概念フレームワークが指摘していた理由でリサイクリングが禁止されているのは、せいぜい従業員給付のケースだけである。その他のケースは、概念フレーム

ワークに記載されているものとは異なる理由でリサイクリングが禁止されていた。

一連の考察から導かれてくる帰結として、IASBは必ずしも十分な一般化は達成できていないものの、個別領域に固有の事情に応じて、リサイクリングの手續が情報の有用性を低下させる場合があると考えている。どのような事情があっても、リサイクリングの禁止は「原理的に」有用性を低下させるという立場をとる日本基準との違いは決定的である。IFRSと日本基準は包括利益と当期純利益のいずれが主要な業績指標なのかをめぐって対立しているのではなく、ともに主要な業績尺度と位置づけている当期純利益（純損益）に例外なきリサイクリングを要求するかどうかをめぐって先鋭に対立している。

ただしIFRSと日本基準はそれぞれ異なる観点からリサイクリングの要否を論じている。稚拙な表現を取って用いるなら、そうした議論は「かみ合わないもの」にとどまっている。それゆえ、主たる対立が何を対象としたものなのかは解き明かされたものの、顕在化している対立を解消するための道筋はみえていない。

(2) 連結基礎概念：親会社説と経済的単一体説

IFRSを根底で支える利益観と日本基準の背後にある利益観の違いを析出するための対立軸として、導入部（はじめに）では資産負債観と収益負債観を、第2節第1項では包括利益志向と当期純利益（純損益）志向を取り上げた。これらはIFRSと日本基準の違いを議論する際にしばしば取り上げられてきた対立軸といえるが、これまでの考察によれば、いずれの対立軸に依拠してもIFRSと日本基準を支える利益観の違いを明確に記述することは叶わなかった。

一方、包括利益と当期純利益（純損益）のい

ずれが主要な業績指標なのかを検討する過程で、いわばその副産物として、当期純利益（純損益）の計算過程でリサイクリングの手續を必須とみるのか、それとも状況次第でその手續を禁止すべきなのか、という点でIFRSと日本基準が先鋭に対立していることが明らかとなった。ただ、リサイクリングの要否をめぐる両者の主張の中には、領域横断的な基本思考を体現した会計観とは結びつかない議論も含まれていた⁽⁹⁾。それゆえ対立の存在自体は明確になったものの、IFRSと日本基準の間に基本思考をめぐるどのような対立がみられるのか、という当初設定したresearch questionに対する明確な回答は引き出せなかった。

こうした状況をふまえ、本項（第2節第2項）では、IFRSと日本基準の違いを記述する際に言及されることが多いもうひとつの対立軸である親会社説と経済的単一体説を検討対象とする。連結財務諸表のあり方という局面に限定されるとはいえ、連結基礎概念（誰のための、どのような連結財務諸表を作成するのか）をめぐる見解の違いは、（連結）財務業績の測定・開示方法に影響を及ぼす⁽¹⁰⁾。その意味において、連結基礎概念をめぐる争いもまた、財務業績に係る基本思考の対立ととらえることが許されよう⁽¹¹⁾。以下、ここでは親会社説を「連結財務諸表は、第一義的に、親会社株主のために作成される」とみる考え方と位置づける。他方の経済的単一体説を「連結財務諸表は、親会社株主のみならず、連結企業集団にさまざまな形で資金を提供している出資者のすべてに資するために作成される」とみる考え方と位置づける。

先行研究（川本 [2002]）で解き明かされたように、どのような連結財務諸表が親会社説あるいは経済的単一体説（あるいはその前身にあたる実体説）と整合的なのかをいうのは難し

く、この点についてはいまだ学界関係者の間でも十分なコンセンサスが図られているとは言い難い。本稿では、親会社株主に帰属する利益（当期純利益を重視する考え方のもとでは親会社株主に帰属する当期純利益）と、これと密接に関連する項目（例えば株主資本）が独立に掲記されているかどうかを、親会社説と整合的かどうかの最も重要な判断基準とみなす。これと対照的に、親会社株主と非支配株主に帰属する成果を合算したものが業績指標として独立掲記されているかどうかを、経済的単一体説と整合的かどうかの最も重要な判断基準とみなす。

ところで上記の議論は、暗黙のうちに、親会社株主と非支配株主の関係性に関する特定のスタンスを前提としている。すなわち親会社説は、連結企業集団のビジネスリスクに係る主要な担い手と断言するかどうかに応じて、親会社株主と非支配株主は異質な存在という立場に根ざしている。したがって、親会社説のもとでは、支配獲得後の追加取得や支配が維持された状態における持分の部分的な売却は、のれん（追加取得のケース）や売却損益（部分的な売却のケース）を計上する契機とみる考え方と排他的に結びつく。したがって、こうした会計処理が要求されているかどうかもまた、親会社説と整合的かどうかの最も重要な判断基準とみなす。他方で親会社株主と非支配株主を等質な存在とみなす経済的単一体説のもとでは、追加取得も部分売却も（同一カテゴリーに属する）株主の交替と位置づけられる。ゆえに追加取得におけるのれんの非計上や部分売却における処分損益の非計上もまた、経済的単一体説と整合的かどうかの最も重要な判断基準となる⁽¹²⁾。

親会社説および経済的単一体説と整合的か

どうかの判断基準を明示したところで、IFRSと日本基準の相違を親会社説と経済的単一体説の違いに還元できるかどうかにかんして考察を進める。まずは概念フレームワークの記述内容を検討し、次いでそれぞれの連結会計基準を分析対象とする。

まずIASBの概念フレームワークを取り上げる。概念フレームワークを最終化する過程では、親会社説と経済的単一体説のいずれにもとづく財務報告を行うのかを主題とした議論が行われた形跡が残されているが、最終化された概念フレームワークには親会社説、あるいは経済的単一体説といった基礎概念に直接関連づけた記述はみられない。

他方でIASB概念フレームワークは、「財務諸表において採用される視点」というタイトルのもとで、財務諸表は、(中略)特定の集団の視点からではなく、報告企業全体の視点から見た情報を提供する、と記している (IASB [2018], 3.8を参照。BC3.9およびBC3.10も併せて参照)。代替的な解釈の余地も残されているとはいえ、これらの規定は、経済的単一体説にもとづく基準開発を進める旨のIASBのスタンスを示唆しているものと考えられる。持分 (IASB [2018] 4.63-4.67) およびその変動に関連づけられた収益や費用 (IASB [2018] 4.68-4.72) に関する概念フレームワークの記述もまた、経済的単一体説と整合的なものと解釈できる。

次にASBJによる「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」を取り上げる。ここでも親会社説や経済的単一体説という基礎概念に直接関連づけた説明はなされていない。とはいえ「討議資料」は、連結上の当期純利益を親会社株主のみに帰属する金額として算定・表示することを求めている (第3章第9項から第11項までを参照)。これは親会社説とだけ整合する計算・開示方法であり、「討議資料」が親会

社説に依拠していることの明確な根拠となっている。

今回は個別基準を対比する。親会社説と経済的単一体説の相違と密接に結びつく論点として、支配が確立している状況における持分の追加取得および支配が維持された状況における持分の一部売却がある。IASBはこれらの会計処理を資本取引として処理するように求めている (IASB No.10, para.23)。資本取引とみなされていることから、上記取引によって純損益は生じず、取引対価と追加 (または売却) 持分の評価額との差額を資本の変動として処理するように求めている (IASB No.10, paras.B94-B96)。これらの会計処理は、親会社株主と非支配株主を均質な株主集団として一括する考え方、すなわち追加取得や部分売却を「同一クラスにおける株主の交替」とみる考え方と整合的である。

次に純損益およびその他の包括利益の計算書における表示形式を定めているIAS第1号「財務諸表の表示」は、親会社株主と非支配株主に帰属する金額の合計を当期の包括利益および純損益として表示するように求めている (IAS No.1, para.81A)。その一方、IAS第1号では、包括利益と純損益のそれぞれを(a)親会社の所有者の帰属する金額と(b)非支配持分に帰属する金額に区分表示することも求めている。帰属主体の違いによらない成果の総額が経済的単一体説と整合的な情報であるのに対し、親会社株主に帰属する成果を非支配株主に帰属するものから独立掲記する必要性は、親会社説から導かれてくるものである。一連の規定からは、経済的単一体説に依拠しながらも、親会社説にも配慮する姿勢を読み取ることができる。

次に日本基準を概観する。よく知られているように、企業会計基準第22号「連結財務諸表

に関する会計基準」は、(1 計算書方式を前提とした場合、) 当期純利益の直後に親会社株主に帰属する当期純利益及び非支配株主に帰属する当期純利益を付記するように求めている(第 39 項(3)③)⁽¹³⁾。当期純利益それ自体は、親会社株主に帰属する金額と非支配株主に帰属する金額を一括したものとして算定・開示するとともに、両者の内訳を別途独立掲記するように求めているのが、日本基準の特徴である。

一方で同基準は、支配を維持した状況における持分の追加取得からはのれんが生じないものとして会計処理するように求めている。また部分的な売却に際しても、売却損益を当期純利益には反映させず、剰余金の変動として処理するように求めている⁽¹⁴⁾。こうした会計処理は、持分の追加取得や部分的な売却を株主の交替とみる立場と整合的なものといえる。株主の交替とみる立場は、親会社株主と非支配株主を等質的な存在とみる考え方に根ざしたものであるから、日本基準が要求している会計処理は、経済的単一体説と整合的であり、親会社説とは相容れないものと位置付けられる⁽¹⁵⁾。

概念フレームワークと個別基準に係る一連の検討を統合すると、IFRS は総じて経済的単一体説に貫かれているといえることができる。とはいえ、親会社株主に帰属する純損益の区分表示が求められている事実は、そのような IFRS さえ、連結企業集団における親会社株主と非支配株主を完全に等質的な存在とみなしていないことを示唆している。

他方で、かつて親会社説としか整合しない会計処理や表示を求めていた日本基準には、経済的単一体説でしか説明できない処理もみられるようになってきている。その一方、親会社株主の視点を重視する考え方が放棄された、という類いの説明はみられず、むしろそうした説明を積極的に避けているように見える。いずれにせ

よ、現状にてらしてみるとき、IFRS と日本基準の間に経済的単一体説と親会社説をめぐる先鋭な対立がみられる(両者の相違は経済的単一体説と親会社説の違いに還元できる)ということは、個別基準の次元でもそれを支える基礎概念の次元でも難しい。IFRS と日本基準のそれぞれを支えている利益観の違いは、親会社説と経済的単一体説の対立に求めることもできない。

Ⅲ 統一的な説明原理を目指して — 一どのような研究機会が残されているのか —

(1) これまでの研究が欠いている分析視座は何か

前節において記したように、包括利益を重視するのか、それとも当期純利益を重視するのか、という対立軸や、親会社説と整合的な会計処理を目指すのか、それとも経済的単一体説と整合的な会計処理を目指すのか、という対立軸は、日本基準と IFRS の違いを限定的にしか説明できないものであった。個別基準とそれを支える基礎概念が、日本基準と IFRS のそれぞれにおいて、いずれか一方の考え方としか整合しないのであれば、そこに明確な対立軸を見出すことができる。しかし実際には、対立軸をなすふたつの考え方が、それぞれ、IFRS あるいは日本基準のいずれか一方の会計処理しか説明できないわけではなく、IFRS と日本基準とともに整合的な場合もみられた。

以上のように、IFRS と日本基準の対立軸とみなされてきた基礎概念は、必ずしもその役割を十分に果たしうるものではなかった。その原因は複数を想定できるが、最も重要な原因は、「対立軸」とみなされてきたものの抽象度が低く、財務報告のあり方に関する IASB と企業会

計基準委員会（ASBJ）の基本的なスタンスにまで遡っていない点に求められる。かりに包括利益と当期純利益（純損益）を対立軸として IFRS と日本基準の違いを説明できるとしても、なぜ一方は包括利益を、他方は当期純利益（純損益）を支持しているのか、という問題は依然として open issue にとどまっている。親会社説と経済的単一体説の対立も同様である。つまりこれまで対立軸とみなされてきたものは、かりに会計処理の違いを説明できたとしても、対立軸そのものが何に由来して生じたものなのかについての説明を欠いている。

この問題を少し別の観点から再述する。会計基準の体系を支えている基礎概念は、抽象度の高いものから順に、例えば、以下の 1. から 6 までのような要素によって説明できる。基礎概念には階層性がみられるのであって、抽象的な理念を記述している上位の階層から、その理念を達成するための具体的な手段（環境制約を与件としたもの）を記述している下位の階層まで、多層構造を有しているとみるのである⁽¹⁶⁾。

1. どの主体を財務報告の主要な対象とみなすのか、それはなぜか
2. その主体は財務情報をどのような目的の達成手段として利用するのか
3. その主体は財務報告以外のチャンネルからどのような情報を入手できる立場にあるのか
4. その主体はどのような意思決定モデルのインプットとして、財務情報をいかなる形で利用しようとしているのか。またどのような特徴を備えた財務情報が、上記した意思決定モデルのインプットとしてなぜ優れているのか
5. 上記の特徴を有する財務情報を得るためには、どのような基本原則にもとづく利益

計算が求められるのか

ここで 1. は、投資家だけを主たる利用者とみるのか、それともより広い利害関係者を投資家と同様に重視すべき利用者とみるのか、という類いの選択に対応している。サステナビリティに係る情報の要否に係る「温度差」も、この階層に属する問題といえそうである⁽¹⁷⁾。

次の 2. は、典型的には、投資家の意思決定に有用な情報の提供という目的と、契約当事者間の利害調整という目的のバランスをどう図るのか、に関する選択問題として現れる。さらには受託責任・会計責任の解除という目的をどう位置づけるのか、という観点が加えられることもある。便宜上、ここでは 1. と 2. を区分して記述したが、両者は相互に関連し合っており、これらふたつがともに最上位の基礎概念を構成している、と考えるのがよい。

続く 3. は、投資家が主としてフローの損益情報にもとづき企業価値を予測しようとしているのか、それともストック情報を重視しているのか、に関わる事実認識の問題である。いうまでもなく、多くの投資家が前者のモデルに依拠しているのであれば損益計算書が、後者のモデルに依拠しているのであれば貸借対照表が主たる財務諸表とみなされ、そうした違いはより具体的な会計処理の違いにも反映されることとなる。

これに次ぐ 4. には、これまで記述してきたスタンスのもとで行われる財務報告の基本方針とでもいうべき内容が含まれる。これまで対立軸と称してきた収益費用観と資産負債観の対立、主要な業績指標をめぐる包括利益と当期純利益（純損益）の対立、当期純利益の計算に際してリサイクリングの手續を求めめるかどうかをめぐる対立、および連結基礎概念に係る親会社説と経済的単一体説をめぐる対立は、いずれ

もここに位置付けられよう。最後の 5.の要素となるのは、「原価－実現のフレームワーク」などを典型例とする、計算・開示に関わる基本原則である。

以上の説明は、4.に属する対立軸が、潜在的には、より上位の階層（1.から 3.まで）に属するさまざまな選択肢と結びつくことを意味している。もちろん、実際には、各階層の選択肢が独立に存在しているわけではなく、より上位の階層に関する選択は、下位の階層に関する選択を制約する。すべての階層に関して「自由な組み合わせ」が許されるわけではない。とはいえ、「対立軸」に関する選択が、自動的に、より上位の階層に関する「唯一の組み合わせ」としか整合しないわけでもない。そうであれば、例えば収益費用観と資産負債観の対立（すなわち 4.の階層に関する選択）だけに着目していたのでは、IFRS と日本基準のそれぞれを支える利益観の違いに関する全体像はみえてこない。全体像を可視化するためには、財務報告の目的に関わるより抽象的な議論と収益費用観と資産負債観とを適切に結び付ける必要がある。そのような視点の必要性が必ずしも共有されてこなかったこともまた、IFRS と日本基準の対立軸がみえてこなかった理由と考えられる。

(2) 今後どのような分析が求められるのか

上記のような現状認識のもとで、IFRS と日本基準の対立軸を見出すためには、階層構造をなす基礎概念を下位から上位へと遡り、どの階層から両者の考え方が分岐しているのかを確かめる必要がある。きわめて基本的な次元で（場合によっては最上位の階層から）考え方の違いが生じているのか、それともかなり下位の階層までは共通の思考に支えられているのかを確かめようというのである。それぞれの会計基準を支えている基礎概念や基本的な前提を

最上位の階層から順に辿っていき、最初に立場の違いが顕在化した階層に「最も基本的な考え方の違い」がみられるはずであり、それこそが IFRS と日本基準のそれぞれが踏襲している利益観の違いといえるものである。

ところで 1.から 5.までの多層構造を有するものとして先に記述した基礎概念・基本前提は、環境制約のもとで存在している。ここでいう環境制約とは、財務報告のあり方を直接的には規定しないが、そのあり方に間接的な影響を及ぼす要因を指す。具体的には、関連法制度のあり方や会計基準の開発プロセス（利害関係者間で望ましい基準に関する選好が分かれた場合の調整プロセス）、財務報告に係る様々な追加要請への配慮の程度（損益情報を重視する基本的な立場を損なわない範囲で、ストックの適正評価という要請に応えるのかなど）、さらには情報提供（投資家の意思決定に有用な情報の提供）という目的を与件としたうえで、投資家が会計以外のチャンネルから情報を入手する可能性などを指す⁽¹⁸⁾。IFRS と日本基準の間で階層構造を有する基礎概念のどこに、なぜ違いが生じているのかを分析する際には、環境要因の影響を考慮しなければならない。

上記の環境要因が財務報告のあり方に及ぼす影響は複雑である。複数の環境要因が相互にどう関連し合っているのが解き明かされておらず、また個々の環境要因が会計基準の体系のどの階層にいかなる影響を及ぼしているのかも定かでないためである。加えて、財務情報を利用する主体の意思決定環境や意思決定モデルは直接的には観察できず、それを知るには何らかの代理指標を用いるしかない。これらの事実は、基礎概念の体系を解き明かすことの困難を示している。とはいえ、問題の構造さえ明らかであれば、丹念な事実の積み重ねによって基礎概念の体系は徐々に解明されるはずであ

る。いまを生きる研究者には、困難を恐れることなく、対立の根底にあるものの解明を目指すことが求められている。

IV おわりに

本稿の主題は、IFRS と日本基準のそれぞれを支えている基本思考の違いをどのような対立軸に求めることができるのか、であった。議論の端緒として、利益観の違いを端的に反映していると言われてきたいくつかの対立軸を取り上げたが、伝統的に参照されてきた対立軸はいずれも、IFRS と日本基準の違いをせいぜい部分的にしか説明できなかった。これに加え、伝統的に参照されてきた対立軸をめぐる議論では、その対立を財務報告に期待されている役割に関連づけて記述することに十分なリソースかが割かれていなかった。対立の記述にとどまっており、なぜそうした対立がそこに生じているのか、という視点を欠いていた。

財務業績に係る基本思考は、財務報告の目的や財務報告を取り巻く環境条件に依存しており、それらを反映したものとなっている。そうであれば、財務業績に係る基本思考の解明に際して何よりも求められるのは、上位の階層に属する基本的な前提などとの関連づけであろう。本稿は基礎概念の階層構造、およびそれを取り巻く環境要因の記述にとどまっており、本稿に貢献が認められるとすれば、それは分析上の枠組みを提供したことに求められる。一方、IFRS と日本基準の違いがどの階層に属する基礎概念（の違い）に由来するのか、また基礎概念の違いは環境要因の違いによって引き起こされたものなのか、などの解明には至っていない。これは本稿の限界である。

注

- (1) 主として IASB が抱えている問題点の析出という観点からこの問題に取り組んだ先駆的研究として辻山ほか [2015] を参照。また IASB 概念フレームワークが依拠している利益概念を考察した先行研究として浅見 [2021] を参照。
- (2) 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」を解説したものとして、斎藤他 [2005] を参照。
- (3) 辻山 [2003], あるいは八重倉 [2003] を参照。
- (4) 斉野 [2003] などを参照。
- (5) 他方で、純損益に含める項目とその他の包括利益に含める項目の区分を、有用性の向上（その判断主体はボード・メンバー）という検証が困難な規準にもとづいて行うことで、両者の区分が恣意的なものとなるおそれも残されている。恣意的な区分が行われると、純損益に首尾一貫した性質を付与することが困難となる。つまり「有用性の向上」を期待する根拠が個別ケース毎に異なると、そのような判断を積み重ねた結果、純損益や関連する諸指標の有用性はかえって損なわれる恐れがある。こうした効果まで視野に収めると、現行の IASB 概念フレームワークは、純損益を重視しているとは必ずしも言い切れないこととなる。
- (6) 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」は、包括利益と当期純利益の関係を記述するパラグラフにおいて、リサイクリングの手続が必要になることを明示している。
- (7) 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」第 3 章「財務諸表の構成要素」第 10 項などを参照。
- (8) 本稿が取り扱うリサイクリングは、秋葉 [2022] で論じられている狭義のリサイクリングである。広義のリサイクリングとの相違については同書 p.290 を参照。
- (9) 利益とキャッシュフローの総額における一致を重要する日本の主張からは、permanent income の予測を通じた企業価値の評価を志向する基本姿勢を読み取ることができる。これに対し、明確な根拠を欠く場合にまでリサイクリングを要求すると、恣意的な操作が許容され、有用性が低下してしまうおそれがある、という点に還元できる IASB の主張は、多様な会計観と結びつくものとなっている。
- (10) いうまでもなく、親会社説と経済的単一体説はいずれも、連結基礎概念の代表例とみられている。
- (11) この問題を最も包括的に論じた先行研究として、川本 [2002] を参照。
- (12) 先行研究を包括的にレビューしたものとして山下 [2017] を参照。
- (13) なお包括利益については、同様の内訳区分は求められていない。少し長くなるが、その理由

を記している企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」第 27 項から第 29 項までを引用する。

27. 包括利益の計算は、当期純利益からの調整計算の形で示すこととしている。定義に従った計算過程とは異なるが、このような計算の表示の方が有用と考えられ、国際的な会計基準においても同様の方式が採られている。
28. 2010 年会計基準では、連結財務諸表における包括利益の計算の表示方法としては、次の 2 つの方法が考えられ、これらを比較検討した。
- (1) 当期純利益（親会社株主に帰属する部分）に、親会社株主に係るその他の包括利益を加減して親会社株主に係る包括利益を計算し、これに非支配株主に係る包括利益を加減する方法
- (2) 少数株主損益調整前当期純利益に、その他の包括利益（親会社株主に係る部分と非支配株主に係る部分の合計）を加減する方法
29. 前項の(1)の表示方法は、当期純利益（親会社株主に帰属する部分）の計算との連携がより明確であることや、連結株主資本等変動計算書や連結貸借対照表の数値との関連づけがしやすいといった利点がある。一方、(2)の表示方法は、包括利益に至る過程が明瞭であることや、その他の包括利益の内訳の表示について国際的な会計基準とのコンバージェンスを図ることができるという利点がある。
- 両者を比較検討した結果、包括利益の表示を導入する目的（第 21 項参照）との関連性からは、(2)の利点の方がより重要と考えられることから、(2)の表示方法を採用することとした。(1)の表示方法は、その他の包括利益の各内訳項目を親会社株主に係る部分と非支配株主に係る部分とに区分するため、(2)の表示方法よりも情報量は多くなるが、その内訳に関する情報は、基本的には連結株主資本等変動計算書から入手可能でもあるため、包括利益への調整の形で表示する必要性は低いと判断した。
- (14) 関連規定は以下の通りである。
28. 子会社株式(子会社出資金を含む。以下同じ。)を追加取得した場合には、追加取得した株式(出資金を含む。以下同じ。)に対応する持分を非支配株主持分から減額し、追加取得により増加した親会社の持分(以下「追加取得持分」という。)を追加投資額と相殺消去する。追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は、資本剰余金とする(注 8)。
29. 子会社株式を一部売却した場合(親会社と子会社の支配関係が継続している場合に限る。)には、売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、非支配株主持分を増額する。売却による親会社の持分の減少額(以下「売却

持分」という。)と売却価額との間に生じた差額は、資本剰余金とする(注 9)。

なお、子会社株式の売却等により被投資会社が子会社及び関連会社に該当しなくなった場合には、連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する。

30. 子会社の時価発行増資等に伴い、親会社の払込額と親会社の持分の増減額との間に差額が生じた場合(親会社と子会社の支配関係が継続している場合に限る。)には、当該差額を資本剰余金とする(注 9)。

(15) 「連結財務諸表の表示に関する会計基準」第 51-2 項は、親会社説と整合的な損益処理(のれんの計上を含む)ではなく、経済的単一体説と整合的な剰余金処理を採用した直接的な理由として「実務上の問題を最も簡潔に解決するため」を指摘している。そこでは、「『平成 21 年論点整理』へのコメントや当委員会の審議においては、国際的な会計基準と同様に会計処理を行うことにより、比較可能性の向上を図るべし、という見解がみられたものの、日本では引き続き親会社株主の視点から連結財務諸表を作成することが求められている」と説明している。

(16) 米山他 [2023]、第 5 章などを参照。

(17) 共通支配下の企業結合(BCUCC: Business Combination Under Common Control)において、非支配株主の情報要請をどれだけ尊重するのかに関する見解の相違も、この階層に属する基礎概念に影響を及ぼす。IASB [2020] を参照。

(18) かりに企業価値の予測に資する情報が会計以外のチャンネルから十分には得られない状況であれば、期待の次元にとどまる情報を財務報告に含めることに寛容なスタンスがとられる可能性がある。他方で、会計以外のチャンネルから将来予測に係る情報を十分に入手できるのであれば、会計は、事実裏付けられた実績値の開示という役割に専心することが可能となる。そこでは、たとえ将来予測に役立つ可能性があっても、期待から事実へと転化したとはいえない成果に関する情報の提供は差し控えられることとなる。

参考文献

- 秋葉 [2022] 秋葉賢一『エッセンシャル IFRS (第 7 版)』中央経済社
- 浅見 [2021] 浅見裕子『会計利益の基礎概念』中央経済社
- 川本 [2002] 川本淳『連結会計基準論』森山書店
- 企業会計基準委員会 [2004] 「討議資料 財務会計の

- 概念フレームワーク」
- 齋藤他 [2005] 齋藤静樹編著『詳解 討議資料 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社
- 斉野 [2003] 斉野純子「財務業績報告をめぐる2つのアプローチ」『企業会計』55(1):2003.1
- 辻山 [2003] 辻山栄子「業績報告をめぐる国際的動向と会計研究の課題」『會計』163(2): pp.63-80
- 辻山他 [2015] 辻山栄子編著『IFRSの会計思考—過去・現在そして未来への展望—』中央経済社
- 徳賀 [2002] 徳賀芳弘「会計における利益観」齋藤静樹編著『会計基準の基礎概念』第5章, 中央経済社
- 山下 [2017] 山下奨「日本基準における異なる連結基礎概念と整合的な会計処理等の混在」跡見学園女子大学マネジメント学部紀要 24:pp.73-92
- 山下 [2022] 山下奨「IAS 第19号におけるノンリサイクリング処理のルーツと意味」『産業経理』82(1):2022.4, pp.71-80
- 八重倉 [2003] 八重倉孝「IASB『業績報告プロジェクト』の問題点」『JICPA ジャーナル』571: pp.33-36.
- 米山他 [2023] 米山正樹・秋葉賢一・浅見裕子『投資のリスクからの解放—純利益の特性を記述する概念の役割と限界—』中央経済社
- IASB [2018] Conceptual Framework for Financial Reporting, International Accounting Standards Board
- IASB [2020] IFRS® Standards Discussion Paper DP/2020/2, “Business Combinations under Common Control,” International Accounting Standards Board